

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行い、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において、地域別最低賃金額が決定される。昨年、中央最低賃金審議会は、全国加重平均27円の引上げ（全国加重平均901円）を答申した。

しかし、時給901円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万7000円、年収約188万円にしかならない。この金額では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難である。また、茨城県の令和元年度地域別最低賃金は849円で、月収にすると約14万8000円、年収にして約177万円であり、人間らしい生活を営むことは、いっそう困難である。

近年、非正規労働者の数が増加し、世帯における主たる稼働者が非正規労働者であるという世帯も多数現れ、いわゆる「ワーキングプア」と呼ばれる貧困層が拡大しつつある。このような現状を踏まえれば、最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」として真に実効的に機能させることが必要不可欠であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるよう、最低賃金額を引き上げることが喫緊の課題となっている。

この点、新型コロナウイルス感染症の影響で、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中で、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して、最低賃金引上げを抑制すべきという議論もある。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化するためにも、最低賃金の引上げを後退させるべきではない。多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者は、日々生活するだけで精一杯で、十分な貯蓄をすることができていない。最低賃金の引上げは、緊急事態への対応のための貯蓄の形成にも必要である。また、今般の緊急事態下において、小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従業員等の社会全体のラ

イフラインを支える労働者の中にも、最低賃金付近での低賃金で働く労働者が多数存在している。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である。

一方で、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援も必要である。現在、新型コロナウイルス感染拡大に備えた支援策が拡充されているところであるが、政府は、長期的継続的に中小企業支援策も強化すべきであり、最低賃金の引上げが困難な中小企業のために、最低賃金の引上げを可能とするための社会保険料の減免や減税、補助金制度等の構築を検討すべきである。さらに、中小企業の生産性を高めるための施策や減免措置などが有機的に組み合わされることが必要である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間での公正な取引が確保されるようにする必要がある。

さらに、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも見過ごすことのできない問題である。2019年の最低賃金は、最も低い15県は時給790円、最も高い東京都で1013円であり、223円もの開きがあった。茨城県と東京都でも164円もの開きがある。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化している。地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、茨城地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の目指すにとらわれることなく、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2020年（令和2年）6月24日

茨城県弁護士会

会長 小沼典彦